

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

上 申 書(要旨)

—被告準備書面（8）における主張の補充について—

2025年10月1日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 米 倉 洋 子

第1 上申の趣旨

裁判所は、2025年9月24日付被告準備書面（8）に関し、被告に対し、少なくとも本書面「第3」に指摘する事項、その他裁判所が必要と考える事項について、被告の主張が明確になるよう、さらなる主張の補充を求めていただきたく上申いたします。

第2 上申の理由

裁判所は前回期日において、被告に対し、本訴における根幹をなす事実全般について、主張の補充を求めました（第7回口頭弁論調書別紙2）。これに対し、被告は、被告準備書面（8）を提出しましたが、原告からみて、裁判所の指示した事項に答えたとは到底評価できない箇所が多数見受けられます。これでは原告はこれまでと同様、不明確な被告の主張に対する求釈明を繰り返さざるを得なくなってしまう。

被告準備書面（8）は提出されたばかりなので、原告として更に検討を要し

ますが、現時点において、特に被告の主張が不十分であり、かつ重要と考えるいくつかの問題点を以下、指摘いたします。

第3 さらになる主張の補充・明確化を必要とする事項

1 「不存在を理由とする不開示決定の処分行政庁ごとの主張」について

被告は、裁判所から、文書不存在の主張について、「文書の作成・保存義務の主体が誰であるか」を明らかにすることを指示されていました。

しかし、被告は、文書作成義務を負う主体について、「内閣官房の各職員」（被告準備書面(8)8頁）であり「内閣府の各職員」（同13頁）であるとは言いますが、本件で最も問題となる菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官が、それぞれ、文書の作成義務を負うと明言したことはありません。

また、被告は、菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官が文書を作成・取得した事実があるのかどうかについて、「内閣総理大臣が、仮に…行政文書を作成又は取得した場合」（被告準備書面（8）10頁）、「内閣官房副長官についていえば、…仮に行政文書を作成した場合」（同）などと、「仮」の主張しか述べていません。

これでは、「文書の作成・保存義務の主体」に関する最も基本的な事項について答えていないこととなります。被告は、菅内閣総理大臣と杉田内閣官房副長官について、文書作成義務を負っていたのか否か、文書を作成・取得したのか否か等について、「仮に」ではなく事実として明確に主張して下さい。

2 「令和2年改選に係る行為」について

被告は、裁判所から、「令和2年改選に係る事務において、誰が、いつ、どのような行為をしたのか、整理して主張されたい」、「例えば、本件総合調整事務について、杉田副長官が、…いつ頃、誰との間でどのような内容の総合調整事務を行ったのか」、「杉田副長官のほかに、本件総合調整事務に関与した職員はいないの

か)、さらに「推薦よりも前の事実経過」についても、説明すべきことを指示されました。

しかし、被告は、これらについて全く答えていません。例えば、第2事件原告ら6名を外す旨の意思決定に至る経緯がどのようなものだったのかに関する事実を全く説明していません。

特に、会員推薦以前の2020（令和2）年4月から8月末までの期間については、日本学術会議側の手続や経緯について述べるのみで、当時官房長官だった菅氏と杉田副長官の行為が説明されていません。とりわけ、2020年6月12日の段階で、「任命権者側」が任命拒否された6名をすでに特定していたことが明らかとなっていますが（甲A65号証）、このことについて、誰が、いつ、どのような行為をしたのかの事実経過の説明がまったくなされていません。

3 令和2年改選に関する文書について

被告は、裁判所から、公文書管理法4条にいう「意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、検証することができる文書」として被告は「甲A60など」「甲A60を中心とした各文書」の作成・保存を主張するが、「甲A60のほかは何があるという主張なのか」と聞かれています。

これに対し被告は、開示した甲A56～59文書だけを挙げています。これらは、8月31日から9月28日の期間の文書に限定されているうえ、何よりも、実質的な判断や意思決定に関する文書ではありません。

「推薦よりも前の事実経過」を含めて、本件任命拒否の実質的な判断および意思決定に関する文書の作成・保存について、被告は説明をして下さい。

4 「想定問答等」について

被告は、裁判所から、「想定問答や答弁書案等について、内閣府において作成したのか否か」、また当該文書を作成した場合について「本件の対象文書該当性」と

「誰が（どの部局の職員が）作成し、誰が（どの部局において）管理しているのか」を説明すべきことを指示されています。

ところが被告は、想定問答や答弁書案等を内閣府大臣官房人事課において作成・管理していることを認めた上で、これらは「令和2年の日本学術会議会員の任命に関して作成した文書ではない」との理由で、「本件の対象文書に該当しない」と主張しました（被告準備書面(8)23頁）。

しかし、上記の想定問答や答弁書案等が本件情報公開請求の対象文書に含まれることは、情報審査会の答申も認めています（甲A37）。被告は、裁判所の求めに応じて「本件の対象文書該当性」について主張するとともに、誰が作成・管理しているのかを具体的に明らかにすべきです。

5 「探索の範囲」について

被告は、裁判所から、電子文書と紙文書について、探索の範囲を明らかにすることを求められています。

これに対し、被告は、担当職員と職員個人が担当の執務室等にある電子機器類や机・書庫・書棚を探索したと説明するのみで、各請求対象文書は発見されなかった旨を主張しています。きわめて不十分な探索という他ありませんが、ここでは以下の点について、明確な主張を求めます。

まず、探索のためには、何より、菅・杉田両名に事情聴取して、文書の作成・保存に関する事実を確認し、また両名が使用した机・書庫・書棚・電子機器類を特定して探索しなければ、本件における探索の目的を充足することはできないはずですが、こうした基本的なことを行ったのかが明らかにされるべきです。

また、被告は、「いつ」探索したのかを明らかにすべきです。探索の実施が2021年10月4日以前であれば、菅内閣総理大臣と杉田副長官も「職員」として自分の電子機器と机・書棚等を探索したことになりますし、同日以降であれば、菅・杉田両名の退任にともなう移管文書・移管機器類も探索の対象としなければならない

いこととなります。内閣総務官・内閣府大臣官房長等の人事異動についても同様です。

さらに、裁判所が文書の探索に関する判断基準を示したと考えられる東京高裁2010（平成22）年9月29日判決に照らし、被告は本件における、あるべき探索の方法をどのように考えたのかについても、主張の補充を求めたいと考えます。

被告の主張の補充が不十分と考えられる事項は以上の点に限らず多数あるため、原告はこの上申書にとどまらず、今後も問題点を指摘していきたいと考えていますが、裁判所は、本件における主張の整理のため、少なくとも以上の点を含めて、被告に対し、さらなる主張の補充を求めていただきたく、上申いたします。

以上